

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 全国家計構造調査規則の一部を改正する省令 (総務三三)

○ 財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則の一部を改正する省令 (財務一九)

○ 獣医師法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産二五)

○ 商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産・経済産業五)

### 〔告 示〕

○ 輸入ビールの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件 (公正取引委・消費者庁八)

○ 輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件 (同九)

○ 財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する件 (財務八八)

○ 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 (同八九、九二、九四、九五)

○ 国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示 (同九三)

○ 商品先物取引法第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可を行った件 (農林水産・経済産業一)

### 〔公 告〕

#### 諸事項

#### 官庁

建設業の許可の取消処分関係

#### 裁判所

破産、免責、再生関係

#### 特殊法人等

平成三十事業年度・年度決算 (独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定・全国社会保険労務士会連合会)、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、地方職員共済組合役員の異動関係

#### 地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

#### 会社その他

#### 会社決算公告

## 省 令

### ○ 総務省令第三十三号

統計法 (平成十九年法律第五十三号) 第五十六条の二及び統計法施行令 (平成二十年政令第三百三十四号) 別表第一の五の項の規定に基づき、全国家計構造調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月九日

総務大臣 石田 真敏

全国家計構造調査規則の一部を改正する省令

全国家計構造調査規則 (昭和五十九年総理府令第二十三号) の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という) は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

#### 改 正 後

##### (調査の目的)

第二条 全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

##### (定義)

第三条 [略]

[2・3 略]

[削る]

[削る]

##### (調査月)

第四条 全国家計構造調査は、直前の全国家計構造調査を行った年から五年目に当たる年 (以下「実施年」という) の十月及び十一月の二ヶ月間について行う。

##### (調査の種類)

第五条 全国家計構造調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査とする。

#### 改 正 前

##### (調査の目的)

第二条 全国家計構造調査は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的とする。

##### (定義)

第三条 [同上]

[2・3 同上]

4 この省令において「勤労者世帯」とは、世帯主が勤労者である世帯をいう。

5 この省令において「無職世帯」とは、世帯主が無職である世帯をいう。

##### (調査月)

第四条 全国家計構造調査は、直前の全国家計構造調査を行った年から五年目に当たる年 (以下「実施年」という) の九月、十月及び十一月の三ヶ月間について行う。ただし、単身者の世帯については、十月及び十一月の二ヶ月間について行う。

##### (調査の種類)

第五条 全国家計構造調査は、甲調査及び乙調査とする。